

質問回答書

業務名		「南の宝箱 鹿児島」観光周遊キャンペーン企画運営業務委託	
番号	質問項目	質問	回答
1	デジタルスタンプラリー 実施場所について	対象施設について県内全域（鹿児島、南薩、北薩、始良・伊佐、大隅、熊毛、奄美）の観光施設、土産店、飲食店等スポット数 概ね 250 程度とあるが、委託者にて対象施設のリストがあり、そのリストに対して、キャンペーン参加意向調査を受託者が行うという進め方で良いか。 それとも、声掛けを行う先のリストアップから、受託者側の業務となるか。	スタンプスポットの選定については、委託者にて候補地リストを作成する予定です。飲食店、土産店、物産館、宿泊施設等、スタンプスポットを設置していただく事業者に対する本事業の概要説明、参加意向確認は、受託者において行っていただくことになります。 なお、スタンプスポットの提案を妨げるものではありません。
2	仕様書 4 委託業務の内容(1)デジタル広告配信ウ 広告手法	「動画の広告配信が可能なInstagram及びYouTube広告を使用すること」とありますが、広告配信時に使用させていただくことが可能なInstagramアカウントやYouTubeチャンネル等はございますでしょうか。	県PR観光課の Instagram アカウント及び YouTube チャンネルがあります。
3	仕様書 4 委託業務の内容(1)デジタル広告配信エ 広告素材	提供いただいた 20 本の動画はすべて広告配信にて使用する必要がございますでしょうか。	20 本全ての動画を広告配信します。
4	仕様書 4 委託業務の内容(1)デジタル広告配信エ 広告素材	20 本の動画の尺はそれぞれどのくらいでしょうか。公開されている URL などがあればご共有いただきたいです。	1 本 60～120 秒程度です。 現在公開しているものではありません。

番号	質問項目	質問	回答
5	仕様書 4 委託業務の内容 内容 (2) デジタルスタンプラリー エ スポット選定	スタンプスポットの選定について、250 か所程度のスポット数を目標とするとありますが、参加スポット候補リストの作成は完全に受託者の提案によるものでしょうか。 それとも、各エリアの観光協会やDMO 等と連携し、県から参加候補スポットに関する情報提供や、参加を推奨するスポットリストなどをご提供いただくことは可能でしょうか。 また可能な場合、どの程度の情報提供が見込めるかご教示ください。	質問番号 1 の回答をご参照ください。
6	仕様書 4 委託業務の内容 内容(2) デジタルスタンプラリー ク 広報・周知について(イ) スタンプラリー専用WEBサイトを開設すること。	スタンプラリー専用サイトを設置するサーバー・ドメインは受託事業者が用意するという認識でまっていますでしょうか。	サーバーについては受託事業者に用意していただきます。ドメインについては、県が指定するアドレスを使用していただく予定です。
7	デジタルスタンプラリー/スタンプの獲得について	仕様書において「スタンプの獲得は、二次元コード機能等を活用」と記載されていますが、GPSの位置情報を活用した方式等、他スタンプ獲得方式による運用も可能と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	デジタルスタンプラリー/スポット数の設定について	スタンプスポットについて、仕様書上「概ね250程度」とありますが、個別に各所へ協力依頼を行うのではなく、特定の施設およびその系列店・支店等を対象として一元的に設定する形でも差し支えないでしょうか。	質問番号 1 の回答をご参照ください。

番号	質問項目	質問	回答
9	デジタル広告配信/提供 素材内容・インフルエンサーについて	提供いただく広告用動画素材20本の内容について、具体的にご教示いただけますでしょうか。 (インフルエンサー本人が出演されているか、食・観光などテーマごとに制作されているか等)	インフルエンサー本人が出演し、各地のおすすめ観光スポット、グルメ等の紹介を行う内容を予定しております。
10	デジタル広告配信/提供 素材内容・インフルエンサーについて	提供いただく素材に出演されているインフルエンサーについて、鹿児島県内に在住・活動されている方なのか、県外で活動されている方なのかご教示いただけますでしょうか。	鹿児島県内在住で、主に県内で活動されている方です。
11	デジタル広告配信/提供 素材内容・インフルエンサーについて	今回、委託者(県)から提供を受ける素材とは別に、本企画のプロモーションとして、受託者(弊社)側で、別途インフルエンサーやタレント、キャラクターなどを起用・展開することは可能でしょうか。	御提案いただければ、検討させていただきます。
12	デジタルスタンプラリー/景品について	「獲得スタンプ数に応じて応募できる景品」については「観光客の参加が多数見込めるもの及び鹿児島県に関連するもの」とし、「委託者と協議の上、決定する」とありますが、景品については「県の特産品等の実品」だけでなく、「デジタルクーポン」といった景品でもよろしいでしょうか。 委託者で想定されている景品の範囲等ご教示いただけますと幸いです。	景品は、実品に限定せず、デジタルクーポンを加えることも可能です。 県としては多彩な食、歴史・文化などの本県の魅力を伝えることができる食・工芸品等の県特産品を想定しています。

番号	質問項目	質問	回答
13	デジタル広告配信/広告素材への内容追加・編集について	広告素材について、受託者は委託者(県)より提供を受けた20本の動画素材に対し、スタンプラリーの告知内容(キャンペーン名称、開催期間等)を追加・編集して広告用動画を作成する旨の記載がございますが、20本分それぞれの再編集動画を作成するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。再編集については、基本的には本キャンペーンの告知部分の追加のみとし、委託者が提供する動画部分を編集することは想定していません。
14	契約について	本件所定の契約書が公表されておらず、その内容は不明ではありますが、実施する業務と整合が取れる内容に契約書又は仕様書を修正することが可能でしょうか。修正不可の場合、特記事項の契約書への添付又は別途覚書の取り交わし等により必要な事項を定めることは可能でしょうか。	契約書は、実施する業務に応じて作成されるもので、契約書には仕様書が添付されます。
15	契約について	契約書と仕様書に異なる条件が記載されている場合は、仕様書の内容が優先される認識でよいでしょうか。	契約書は契約期間や支払条件等、双方の合意内容を示す基本文書、仕様書は当該契約業務の内容を具体的にまとめた補完的文書となります。 これらに定めのない事項や疑義が生じた場合は、双方で協議して定めることとなります。
16	成果物について	成果品に含まれる地図をはじめとした、貴自治体から提供される情報以外の部分の権利(権利留保分)については、当社に帰属する(留保される)認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりですが、仕様書6(4)に記載のとおり、県は自由に二次使用できるものとします。

番号	質問項目	質問	回答
17	成果物について	成果物とは、仕様書の第5項に列記されているものを意味するという認識で相違ないでしょうか。	成果物は、本業務に基づいて作成されたものとし、仕様書5に記載のものの他、仕様書4（2）ク（7）に記載された広報PRツール及び仕様書4（2）ク（1）に記載された専用WEBサイトも含まれます。
18	再委託について	実施する業務の一部の再委託を検討していますが可能でしょうか。可能な場合、どのような手続きが必要でしょうか。	一部の再委託は可能ですが、予定する場合は、御提出いただく企画提案書に実施体制等により、再委託の内容や範囲等をお示しください。
19	再委託について	企画提案書を提出する際に、業務の再委託先についても、会社等概要書の提出は必要でしょうか。	事業内容が分かるもの（会社概要等）を御提出ください。（登記簿や定款等は不要です。）
20	提出条件について	1つの事業者が、一方では主として企画し、他方では再委託先として企画に関わることは問題ないでしょうか。	差し支えありませんが、執行体制は企画提案書に明示してください。
21	開示について	設計図書等、事業者のノウハウが詰まっているため、開示には事業者に相談していただけますでしょうか。	設計図書等、事業者のノウハウに関する情報を県が開示することはございません。
22	開示について	プロポーザル審査結果の公表時に、採用された応募者の資料（営業ノウハウ、システムの仕様など）の公表を行う場合は、民間事業者の競争上の地位を脅かす恐れがあると考えられるため、当該資料の公表については、当該応募者に公表の可否を確認して頂きたいと考えます。そのような対応を取っていただけますでしょうか。	質問番号21の回答をご参照ください。

番号	質問項目	質問	回答
23	広告手法について	仕様書の第4項(1)ウに、Instagram及びYouTube広告の使用の明記があるが、それに加えてテレビなどの他の媒体を活用した広告発信を実施しても問題ないでしょうか。	問題ありません。効果的と考えられる媒体がございましたら、御提案ください。
24	広告素材について	提供される動画素材（20本）のフォーマット、尺、解像度、編集可能範囲（テロップ・ロゴ追加等）について詳細を教えてください。また、動画素材をSNSでの発信等に二次利用することは可能でしょうか。	フォーマット：MP4 尺：1本 60～120 秒程度 解像度：不明（現在未制作のため） 編集可能範囲：基本的には告知内容（キャンペーン名称や開催期間）の追加のみとし、委託者が提供する動画部分の編集は想定していません。 仕様書4（1）の目的以外での二次利用はできません。
25	スポット選定について	仕様書の第4項(2)エについて、スポットの選定にあたって候補場所や一定の方針・ルールはありますか。また、お祭りやイベント等期間限定のものに対してもスポットにしても問題ないでしょうか。	質問番号1の回答をご参照ください。 お祭りやイベント等、期間限定のものも設定可能です。
26	スポット選定について	受託者でのスポット選定後、観光スポット情報や画像等ご提供いただける情報やコンテンツはありますか。	観光スポット情報や画像等は提供可能です。

番号	質問項目	質問	回答
27	ユーザー登録について	仕様書の第4項(2)カ(ウ)に、「簡易にユーザー登録」とあるが、これはユーザーに過度に負荷がかかる登録方法をとってはならないという趣旨でよいでしょうか。 また、ユーザー登録を必須とはせず、アプリが格納された端末単位で利用者を管理することも認められるでしょうか。	前段、後段ともにお見込みのとおりです。
28	個人情報の収集について	仕様書の第4項(2)キ(オ)には「個人情報は、景品の抽選に応募する時点で収集すること」とあるが、ユーザー登録型のスタンプラリーの場合、ユーザー登録の時点で一定の個人情報を取得する必要があると思料する。この場合、第4項(2)キ(オ)の定めにかかわらず、当該取得は可能であるという認識に相違はないでしょうか。	お見込みのとおりです。 個人情報の使用目的を明示の上、その取得については細心の注意をお願いします。詳細については受託事業者決定後、協議の上決定します。
29	専用 Web サイトについて	仕様書の第4項(2)クの「専用サイト」とは、当該スタンプラリーを組み込む既存サービスのためのWEBサイト内に子ページを作成する方法でもよいでしょうか。	お見込みのとおりです。 その場合、WEBサイトの構造については提案書に記載をお願いします。
30	専用 Web サイトについて	仮にWEBサイト等が成果物等に該当する場合、仕様書第6項第3号の使用期限について、永久に提供することは保証しかねるが、それでよいでしょうか。	WEBサイトは成果物に該当します。WEBサイトは年度末には閉鎖することを想定しています。

番号	質問項目	質問	回答
31	二次使用について	仕様書第6項第4号には「自由に二次使用できる」とるが、第三者への開示や公表を行う場合は事前に受託者に連絡いただけますでしょうか。また、公表方法を調整可能でしょうか。	質問番号 21 の回答をご参照ください。
32	留意事項について	仕様書第7項第3号の規定は、スタンプラリーを組み込む既存サービスのための宣伝には適用されないということでしょうか。	本事業の周知，広報と認められる限り，お見込みのとおりです。